

原議保存期間	30年（令和35年12月31日まで保存）
施行文書保存期間	30年（令和35年12月31日まで保存）

務 甲 達 第 1 6 3 号
令 和 5 年 1 2 月 2 5 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

職務執行に伴う物的損害及び警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱の制定について（通達）

見出しの件について、別添のとおり要綱を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

職務執行に伴う物的損害及び警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱

第1 目的

この要綱は、石川県警察職員（以下「職員」という。）が職務執行に当たり物的損害を受けた場合又は警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）に定める警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）が物的損害を受けた場合における見舞金（以下「見舞金」という。）の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 適用範囲

見舞金の対象となる職員の職務の範囲及び協力援助者の協力援助の範囲は次のとおりとする。

(1) 職務の範囲

- ア 犯罪の予防又は鎮圧
- イ 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- ウ 交通の指導取締り又は交通事故の処理
- エ 災害、雑踏等の警備
- オ 人命救助、職務質問又は保護
- カ 警備訓練、白バイ訓練その他著しい危険を伴う訓練
- キ その他警察本部長（以下「本部長」という。）が特に認めたもの

(2) 協力援助の範囲

- ア 職員からの要請に応じ、これに協力援助した場合
- イ 警察官がいない犯罪の現場で、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たった場合
- ウ 水難、山岳遭難、交通事故その他の変事の際に、人命の救助に当たった場合
- エ その他本部長が特に認めた場合

第3 見舞金の支給

見舞金は、職員又は協力援助者が、第2に定める職務又は協力援助に関連して、着用又は携帯若しくは保管していた私有物及び第三者の所有物（以下「私有物等」という。）を滅失、毀損又は亡失した場合であって、民法その他法令による損害賠償又は補償が得られず、職員又は協力援助者に経済的負担が生じたとき、その損害に対して支給するものとする。

第4 見舞金額

見舞金額は、損害を受けた私有物等の時価又は補修に要する実費について、100,000円を上限に決定するものとする。ただし、第2(2)アに該当し、本部長が特に必要があると認めるときには、これを増額することができる。

2 私有物等の時価は、次により算定するものとする。

$$\text{時価} = \text{取得価額} - (\text{取得価額} \times 0.9) \times \text{使用年数} / \text{耐用年数}$$

ただし、耐用年数以上使用した物品については、取得価額に0.1を乗じて得た額を時価とする。また、算定した金額が1,000円未満であるときはその全額を支給し

ないものとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 私有物等の取得価額を明らかにできない場合等、前記2によって算定できない場合は、当該物品又は同等品の市場価格を参考として時価を定めるものとする。

また、私有物等が著しく高価な場合は、一般的に使用されている物品の損害とみなして算定することができるものとする。

- 4 私有物等の耐用年数は、次のとおりとする。

物品名	耐用年数
腕時計	10年
眼鏡	4年
携帯電話機	4年
スーツ（上下）	5年
衣類	3年
靴	3年
その他	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

第5 上申手続

見舞金の支給を要すると認められる事案が発生した場合において、所属長又は協力援助事案が発生した場所を管轄する警察署長（以下「所属長」という。）は、見舞金支給上申書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して本部長に上申するものとする。

- (1) 事案の発生、損害の事実を証明する書類（現認報告書等）
- (2) 私有物等の取得価額を明らかにする書類
- (3) 私有物等の補修に要する実費を明らかにする書類（補修が可能な場合に限る。）
- (4) 私有物等の写真その他参考資料

第6 決定及び交付

本部長は、第5の上申書を受理したときは、その内容を審査し、見舞金の支給の要否及びその金額を決定し、見舞金支給決定通知書（別記様式第2号）により、当該上申をした所属長に通知するとともに、当該所属長を通じて見舞金を支給対象者に交付するものとする。

第7 審査委員会

第6の審査を行うため、警察本部に物的損害見舞金支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長には本部長、委員には、警務部長、警務部会計課長、警務部監察課長及び当該事案の関係部長をもって充てるものとする。

第8 事務処理

この要綱に定める事務は、警務部警務課において行う。

第9 実施の時期

この要綱は令和6年1月1日から実施する。

別記様式第1号

第 年 月 日
 号

石川県警察本部長 殿

所 属 長

見舞金支給上申書

物的損害を受けた職員又は協力援助者		<input type="checkbox"/> 職員 (職名:) <input type="checkbox"/> 協力援助者 (住所:) 氏名 (年 月 日生)
損害の発生	日 時	年 月 日 時 分頃
	場 所	
	状 況	
損害物品	物 品 名	
	購入年月日	
	購入価格	
	損害の内容	
	相手方等からの賠償	<input type="checkbox"/> あり (円) <input type="checkbox"/> なし

第 号
年 月 日

所属長 殿

石川県警察本部長

見舞金支給決定通知書

職務執行に伴う物的損害及び警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱に基づき、下記のとおり見舞金の支給を決定したので通知します。

記

1 損害発生年月日

2 支給対象者

3 見舞金額

円